保護者の皆様へ

金沢市

緊急事態宣言発令に伴う保育提供の縮小について

（令和２年４月２２日現在）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、石川県が「特定警戒県」に指定されたことを受け、保育所等では、これまでも感染予防に最大限の配慮を行いつつ保育を実施しておりますが、「３つの密（密閉、密集、密接）」を防ぐことは、施設の努力だけでは難しく、お子様と保護者の皆様、そして保育従事者の健康と命を守り、新たな集団感染（クラスター）の発生やさらなる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、**受入れ対象家庭を限定し、その他のご家庭には登園の自粛を要請**することといたしました。

保護者の皆様には、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況変化等により取扱いが変わる可能性があります。

【お預かりできるご家庭】

（１）保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭

・医療従事者

・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方

（２）ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭

（他の親族等にも依頼できない場合）

【期　間】

令和２年５月６日（水）まで

【保育料等】

保育料については、日割り計算により減額いたします。

副食費については、各施設にご確認ください。

【その他】

園児や職員が罹患した場合や地域での感染が著しく拡大する場合には、臨時休園を行うことがあります。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉局こども未来部保育幼稚園課

℡　２２０－２２９９